

# 「新井郷川浄化センター太陽光発電設備導入（PPA）事業」 仕様書

## 1 目的

新井郷川浄化センター（以下「センター」という）に、太陽光発電設備（以下「設備」といい、付帯設備を含む。）を導入し、運転管理及び維持管理等を行うことにより、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、再生可能エネルギー由来電力の供給を行う。

## 2 事業概要等

### (1) 事業概要

- ア 事業者は、センターに対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。
- イ 事業者は、設備設置が可能なセンターにおける設置場所の提供を受け、設備を導入する。
- ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- エ 事業者は、当該設備で発電した電力を、センターに供給する。
- オ 運転期間終了後は、事業者は原則として設備を撤去する。また、撤去に際してはセンターの運用に支障が生じないようにし、既存物を破損した場合には事業者が修復を行うこと。

ただし、事前に新潟県（以下「県」という。）から譲渡、または期間の延長の希望があった際は、事業者は県と協議の上、県へ譲渡、または期間の延長ができるものとする。期間を延長する場合は、その期間の契約単価を見直し、協議するものとする。

### (2) 対象施設

庁舎名	所在地	受電電圧 契約電力	既設発電設備
新井郷川浄化センター	新潟市北区名目所 1丁目167番地	高圧 550kW	消化ガス発電設備（常用） 250kW（50kW×5台）
			非常用発電設備 875kVA

### (3) 事業期間等

- ア 契約開始から撤去完了までを事業期間とする。
- イ 運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。
- ウ 設備の導入時期については、令和7年度繰越明許費予算が議決された場合は、令和8年度とし、電力供給開始時期については、協議の上決定する。議決が得られなかった場合は、本公募を中止する。

### (4) 契約単価

- ア 県は、センターに供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者

支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。なお、電力量計は事業者が設置・更新する。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。期間を延長する場合の契約単価は設置及び撤去費用は含まれないものとする。

キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

### 3 設備工事前の調査・手続

#### (1) 現地調査

センターの状況を十分に把握するために、下表を参考に調査を実施する。

調査項目	調査内容
太陽光発電設備 設置位置（付帯設備含む）	設置場所の状況（面積、液状、埋設物など）
	周辺状況（高い建物や樹木等の有無など）
	反射の影響
	日射量と設備の稼働予想
災害対策状況	公共施設の特性（浸水地域等）、ハザードマップ情報※ ※津波浸水想定は県HP、水害規模の想定は新潟市の洪水ハザードマップ等を確認
	現地の周辺調査（宅地・道路の状況）
関係者へのヒアリング	平常時の施設用途や使用状況
その他	騒音・輻射熱・反射光等の周辺環境・施設への影響
	工事のし易さ（工事車両の進入経路、機材などの搬入経路）

#### (2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。

#### (3) 構造調査

設備を設置する際に、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して、地耐力及び発電設備の耐久性に問題ないことを書面により報告すること。

なお、県から提供する資料等は参考であるため、必要に応じて調査を実施する等、事業者の責任において検討を行うこと。

#### (4) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出する。

イ 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出する。

ウ 事業者はセンターを使用するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。

なお、契約期間中の使用料は全額減免とする。センターの電気を使用する場合は、別途電気料を負担すること。

エ 行政財産の使用許可は、許可期間ごとに更新手続を行うものとする。

オ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。

## 4 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行った後に、センターへの設備の設置を行う。

### (1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。

イ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

### (2) その他の事項

ア 事業者は、センターを事業以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、センター敷地の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において設備を速やかに撤去すること。

ウ 設備を設置したセンターについて、県又は施設管理者である公益財団法人新潟県下水道公社(以下「施設管理者」という)が別途、センターの改修工事や修繕等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設についての協議に応じること。なお、センターの設備定期点検、設備故障及び商用電源から非常用発電設備の切り替え等に伴い、供給電力量全てが自家消費出来ない場合があるが、その際の補償は行わない。

エ 既存発電設備の稼働を優先すること(停電時を含む)。

オ 運転期間終了後や設備導入されたセンターの廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。ただし、事前に県からの希望があった際は、事業者は県と協議の上、県へ設備等を譲渡できるものとする。

カ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については県と協議の上、決定する。

キ 県側設備を共用する場合、県側設備の更新・修繕等で事業者側設備に変更が生じる場合は事業者負担とする。

ク 設備の接続に伴う施設側のキュービクル等の改修工事は事業者負担で行うこととし、工法についてはキュービクル等の製造者に確認し、支障の生じないようにすること。

## 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

### (1) 設計・工事の仕様等

ア 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

イ 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

ウ 日影、反射光、輻射熱、騒音及び電磁波障害による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。

地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、施工後であっても事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

エ 事業者はセンターへの設備導入に先立ち、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、運転シーケンス、工程表等を県に提出し、確認を受ける。

オ 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。

カ 施工にあたり、県の利用や安全に支障が起きないように、県及び施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

キ 既設設備等の保守点検やセンターの維持管理に支障を生じさせない計画とする。

ク 事業期間中、県の職員等が行うセンターの管理及び点検等のための作業に支障が生じないようにする。

ケ 設備に係る配線ルートについては、センターの保安上・管理上支障がないルートを選定の上、県との協議により決定する。設備には、センターの電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。主要な設備には事業名、期間、緊急連絡先も表示すること。

コ 設備の設置に際しては、センターに停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール

ル等)を作成し、県と事前協議の上、センターの電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

(2) その他の条件

ア 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行う。

イ 工事完成時には、現場で県の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、県に提出するものとする。

**6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様**

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。

(1) 維持管理の仕様等

ア 事業者は、県及びセンターの電気主任技術者との間において、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちにセンターの電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

イ 維持管理を行うにあたり、センター側設備の停電が必要な場合は施設管理者が指定する日時に行うこととし、事前に施設管理者と打ち合わせること。

ウ センターの電気主任技術者は施設管理者の職員であり、事業者側の電気主任技術者と兼務ができないので、事業者は電気主任技術者を別に選任する。

エ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。

オ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

カ センター敷地内に立ち入る場合は、事前に県及び施設管理者へ連絡し了解を得ること。

キ 事業期間中、県の職員等が行うセンターの管理及び点検等のための作業に支障が生じないようにする。

(2) その他の条件

ア 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。

イ 事業者は、センターに設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認する。

## 7 責任分担の基本事項

事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙1」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は、本事業により、県、施設管理者及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。
- (2) 県、施設管理者及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。

## 8 その他

- (1) 県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- (2) 県に提出した資料は施設管理者に開示されることを承諾すること。
- (3) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- (4) 事業者は、本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。

### 参考資料一覧

【別紙1】 予想されるリスクと責任分担表

【別紙2】 センターの令和5年4月から令和7年12月までの電力使用量

【別紙3】 配置図